



# The Government of Japan

Mid-term Report on the progress made  
in the implementation of the recommendations  
issued at the third cycle of the Universal Periodic Review

as of April 2020

<p style="text-align: center;">勧告</p> <p>以下は我が国がフォローアップすることに同意した勧告である。</p>	<p style="text-align: center;">我が国の措置</p>
<p>161.2. 個人通報を受理し検討する人種差別撤廃委員会の機能を認めることを検討すること。(カザフスタン)</p>	<p>当該個人通報制度の受入れの是非については、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、引き続き、我が国として真剣に検討を進めているところ。</p>
<p>161.3. 自由権規約第二選択議定書、並びに拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約(拷問等禁止条約) 選択議定書に加入すること。(スロベニア)</p>	<p>1. 拷問等禁止条約の選択議定書の締結については、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、引き続き、我が国として検討を進めているところ。</p> <p>2. 自由権規約第二選択議定書の締結についてはフォローアップの同意はしていない。我が国の立場は、UPR 作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである(パラ 147)。</p>
<p>161.9. 自由権規約、女子差別撤廃条約、拷問等禁止条約、障害者権利条約の選択議定書を批准すること。(グアテマラ)</p>	<p>1. 自由権規約第二選択議定書及び拷問等禁止条約の選択議定書については上記 161.3 への回答を参照。</p> <p>2. その他の選択議定書の締結については、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、引き続き、我が国として真剣に検討を進めているところ。</p>
<p>161.10. 社会権規約選択議定書を署名・批准すること。(ポルトガル)</p>	<p>当該選択議定書の署名・締結については、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、引き続き、我が国として真剣に検討を進めている</p>
<p>161.11. 女子差別撤廃条約選択議定書の批准を検討すること。(ボスニア・ヘルツェゴビナ)</p> <p>161.14. 女子差別撤廃条約選択議定書を批准すること。(パナマ、トーゴ、トルコ)</p>	<p>当該選択議定書の締結については、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、引き続き、我が国として真剣に検討を進めているところ。</p>
<p>161.12. 女子差別撤廃条約選択議定書及び拷問等禁止条約選択議定書の批准を検討すること。(ジョージア)</p>	<p>1. 拷問等禁止条約の選択議定書の締結については、上記 161.3 への回答を参照。</p> <p>2. 女子差別撤廃条約選択議定書の締結については、上記 161.11 への回答を参照。</p>

<p>161.13. すべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約(移住労働者権利条約)及び拷問等禁止条約選択議定書の批准を検討すること。(チリ)</p>	<p>1. 拷問等禁止条約選択議定書の締結については、上記 161.3 への回答を参照。</p> <p>2. 移住労働者権利条約については、我が国は移住労働者及びその家族の権利の保護を図ろうとする同条約の理念そのものは理解しているが、一方、同条約は移住労働者に対して、国民や移住労働者以外の外国人に対して保障する以上の権利を保障する内容となっていることを含め、同条約の締結については、平等原則、我が国の国内諸制度などとの関係の観点から、十分慎重な検討を要すると認識している。</p>
<p>161.15. 女性に対する法律上及び慣習上のあらゆる差別及び固定観念と戦う措置を継続し、これに関して、女子差別撤廃条約選択議定書を批准すること。(ブラジル)</p>	<p>1. 当該選択議定書の締結については、上記 161.11 への回答を参照。</p> <p>2. その上で、1999年に成立した男女共同参画社会基本法第3条において、「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。」と規定しており、我が国は、この基本理念にのっとり、ジェンダー平等に取り組んでいる。</p> <p>3. また、法務省の人権擁護機関は、女性に対する偏見や差別を解消し、固定的性別役割分担意識を払拭することを目指して、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、全国各地で各種人権啓発活動を行っている。</p>
<p>161.16. 人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑制し及び処罰するための議定書(人身取引議定書)を批准すること。(パナマ)</p>	<p>我が国は、2017年7月に人身取引議定書の締約国となった。</p>
<p>161.17. 拷問等禁止条約選択議定書の批准を検討すること。(カーボベルデ、ウクライナ、ウルグアイ)</p> <p>161.18. 拷問等禁止条約選択議定書を可能な限り速やかに批准すること。(ガーナ)</p>	<p>当該選択議定書の批准については、上記 161.3 への回答を参照。</p>

<p>161.19. 拷問等禁止条約選択議定書を批准すること。(デンマーク, スペイン, トルコ, イエメン)</p>	
<p>161.20. 移住労働者権利条約の批准を検討すること。(ウルグアイ)</p> <p>161.21. 移住労働者権利条約を批准すること。(エジプト, キルギス, セネガル, シエラレオネ, ベネズエラ) 移住労働者権利条約に加入すること。(ホンジュラス)</p> <p>161.22. 移住労働者権利条約を早期に批准すること。(グアテマラ)</p> <p>161.23. 移住労働者権利条約を署名・批准すること。(トルコ)</p> <p>161.24. 移住労働者権利条約を批准し, 地域の移住労働者権利条約締約国代表との議論を拡大する目的で関連機関と関係者間の討議を継続すること。(インドネシア)</p>	<p>移住労働者権利条約については, 上記 161.13 への回答を参照。</p>
<p>161.25. 移住労働者権利条約及び ILO 第 189 号条約の真摯な検討を継続すること。(フィリピン)</p>	<p>1. 移住労働者権利条約については, 上記 161.13 への回答を参照。</p> <p>2. ILO 第 189 号条約については, 我が国の家事労働者は少数かつ減少傾向にあり, また, 家事労働従事のための移民の入国を原則として認めておらず, 他国と状況が異なっていることや, 家事労働者について, 労働基準法等の適用を受けない者(労働基準法上の家事使用人)が存在することから, 日本の実情に照らして, 慎重に検討することとしている。</p>
<p>161.27. 侵略犯罪に関するローマ規定のカンパラ改正を批准すること。(リヒテンシュタイン)</p>	<p>日本の今後の対応については, ローマ規程の締約国を含む国際社会や I C C の動向を踏まえつつ, 適切に判断していく。</p>
<p>161.28. 1954 年の無国籍者の地位に関する条約及び 1961 年の無国籍の削減に関する条約に加入すること。(コスタリカ)</p>	<p>無国籍者の地位・権利を保障すること, また, 新たに無国籍者を発生させないような配慮をすることの必要性は, 我が国において重要な問題であると認識しており, 現行法の枠組みの範囲内で, 無国籍者の置かれた立場に配慮しながら適切に対応してい</p>

	<p>る。無国籍者の地位に関する条約及び無国籍者の削減に関する条約の締結に関しては、現時点において積極的な検討が進められている状況にはないが、政府全体で多岐にわたる政策分野の検討が必要となる問題であることから、我が国の社会情勢を踏まえ、慎重に検討することとしている。</p>
<p>161.29. ILO 第 111 号条約(雇用及び職業についての差別待遇に関する条約)の批准を検討すること。(カーボベルデ)</p>	<p>1. この条約は雇用及び職業における全ての段階について、7つの事由による差別を禁止しているが、我が国においては、法の下での平等が憲法に規定されており、雇用、職業の分野においては労働基準法等に基づき差別に対する施策が講じられている。</p> <p>2. 一方、本条約の批准に当たっては、条約が求める廃止の対象となり得る法令等が存在していること等、国内法制との整合性を確保する上で慎重な検討が必要であると考える。</p>
<p>161.32. 国連条約体選挙に関して、国別候補の選定に際し、オープンで業績に基づいた選定プロセスを導入すること。(英国)</p>	<p>引き続き複数の候補者の実績と面談結果を踏まえ、候補者を選定していく。特に、障害者権利委員会委員の候補を擁立する際には、障害者団体と緊密に協議する。</p>
<p>161.33. 国民の幸福と完全な人権享受のためのイニシアティブを実施するために人権理事会との協力を継続すること。(チャド)</p>	<p>1. 世界の深刻な人権侵害に効果的に対応し、あらゆる人々の権利の保護・促進を進める上では、人権理事会を含む国際人権メカニズムが果たすべき役割は大きい。</p> <p>2. 我が国は、これまで5期にわたり人権理事会理事国を務めてきており、引き続き、普遍的・定期的レビュー(UPR)を含む人権理事会の活動に積極的に貢献していく。加えて、2021年からの人権理事会レビューに向け、人権理事会を含む各種国際人権メカニズムをより効果的・効率的に機能するものとするための議論に積極的に参加する。</p> <p>3. また、我が国は、各人権条約体及び人権理事会諮問委員会に長年にわたって複数の専門家を輩出してきているほか、人権理事会の活動を支えるOHCHRとも協力関係を発展させてきている。</p>

	4. さらに、我が国は、各人権条約体との協力及び人権諸条約の実施に係るコミットメントを強化するため、各人権条約体から出される勧告を適切にフォローアップしていく。更に、特別手続との有意義かつ建設的対話の実現に今後も協力していく。
161.34. 特に教育、健康、衛生、貧困削減に関連する国際的関与において持続可能な開発目標の重視を継続すること。(パキスタン)	2019年のG20大阪サミットにて、日本の支援策として900万人の子供・若者たちへの教育支援や約100万人の三大感染症患者の救命、約130万人の子供への予防接種等の支援を発表するなど、SDGs達成のため国際協力を継続している。
161.35. TICAD プロセスを通じたアフリカの開発に対する支援提供を継続すること。(シエラレオネ)	2019年8月に開催されたTICAD7を踏まえつつ、TICADプロセスを通じて、アフリカの開発に対する支援を継続している。
161.36. 特にSDG3への11億米ドルの資金援助公約で示されたようなSDGの達成支援における主導的役割を継続すること。(ブータン)	11億米ドルのプレッジは達成しており、その後もG20サミットやTICAD等の機会においてSDG3達成支援における主導的役割を継続している。
161.37. パリ原則に完全に適合する独立した国内人権機構の設立に向けた努力を継続すること。(ジョージア)、パリ原則に適合した国内人権機構の設立に向けた努力を継続すること。(マレーシア、カタール、ベネズエラ)	人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、引き続き適切に検討している。
161.38. 独立性が確保されパリ原則に完全に適合する国内人権委員会の設立に向けた努力を加速すること(豪州)、パリ原則に適合した国内人権機構の設立に向けた努力を加速すること。(フィリピン)	
161.39. 公的機関による人権侵害に関する申立てを検討及び対応する機能、十分な財政的及び人的資源を持ち、パリ原則に即した国内人権機構の設立に向けた必要な措置を講じること。(モルドバ)	
161.40. パリ原則に適合した国内人権機構を設立するための新たな法律の起草を促進すること。(コスタリカ)	

161.41. パリ原則に適合する独立した国内人権機構を設立する努力を強化すること。（ルワンダ）

161.42. パリ原則に適合した信頼できる国内人権機構を設立するために必要な措置を講じること。（ウガンダ）

161.43. パリ原則に適合する独立した国内人権機構の設立を検討すること。（ウクライナ），独立した国内人権機構の設立を検討すること。（アゼルバイジャン），一般的に認められている原則に基づいた国内人権機構の設立を検討すること。（エチオピア），独立した国内人権機構を設立するための措置を講じることを検討すること。（インド），パリ原則に適合する独立した国内人権機構の設立を検討すること。（アフガニスタン，パナマ）

161.44. パリ原則に適合する独立した国内人権機構を設立すること。（チリ，コロンビア，クロアチア，フィンランド，シエラレオネ），パリ原則に即した公平な国内人権機構を迅速に設立すること。（フランス），人権を促進・保護する国内機構の地位に関する原則に適合する独立した国内人権機構を設立すること。（グアテマラ），パリ原則に即し，独立し公平で信頼できる国内人権機構を設立すること。（ケニア），パリ原則に即した幅広い権限とそれに見合ったリソースを持つ独立した国内人権機構を設立すること。（ネパール）

161.45. 明確な期限内に，パリ原則に適合する独立した国内人権機構を設立し，その権限範囲に女性の権利及びジェンダー平等を含めること。（リヒテンシュタイン）

161.46. 法務局の働きを強化するとともに日本での国内人権委員会設立に向けた努力を継続すること。（インドネシア）

<p>161.47. パリ原則に適合した国内人権機構の設立プロセスを完了すること。(カザフスタン)</p> <p>161.50. 人権を担当する国内機構の強化を継続すること。(モロッコ)</p>	
<p>161.48. 独立した国内人権機構及びその他の児童の権利を擁護する機構を設立すること。(イラク)</p>	<p>国内人権機構及びその他の児童の権利を擁護する機構を含め、人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、引き続き適切に検討している。なお、人権及び児童の権利を確保するための努力は継続していく。</p>
<p>161.49. パリ原則に適合した国内人権機構を設立し、外国人に対するあらゆる形態の差別を撤廃すること。(スーダン)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、引き続き適切に検討している。</li> <li>2. 我が国は、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、ポスターの掲出、講演会・研修会の開催、インターネット上のバナー広告といった様々な人権啓発活動を、地方公共団体や民間団体等と連携し、年間を通じて全国で行っている。</li> <li>3. また、外国人からの人権相談に応じるため、10か国語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」や2か国語に対応した「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設置しているほか、全国50の法務局・地方法務局に「外国人のための人権相談所」を開設している。</li> <li>4. 人権相談を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、速やかに調査し事案に応じた適切な措置を講じている。</li> <li>5. 例えば、法律的なアドバイス等をする「援助」や当事者間の話し合いを仲介等する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求めるための「説示」、「勧告」、実効的な対応をすることができる者に対してする「要請」等の措置がある。</li> </ol>



<p>161.51. 全てのレベルの人権について啓発と教育を行う努力を継続すること。（モロッコ）</p>	<p>我が国は、学校教育、社会教育、企業等のあらゆる場における教育を通じた人権教育を推進する施策に取り組んでいる。そして、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（2000年制定）及び、同法に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」（2002年閣議決定、2011年一部変更）を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策や人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等を実施している他、学校における人権教育の充実を図ることを目的として、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とする会議を開催している。引き続き人権の啓発、教育に取り組んでいく。</p>
<p>161.52. 既存の人権教育事業の短期的及び長期的影響を計測する効果的なツールの開発を進めること。（イスラエル）</p>	<p>我が国は、学校教育、社会教育、企業等のあらゆる場における教育を通じた人権教育を推進する施策に取り組んでいる。そして、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（2000年制定）及び、同法に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」（2002年閣議決定、2011年一部変更）を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策や人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等を実施しており、これら施策については適切にフォローアップを実施している。</p>
<p>161.53. 法執行官への人権教育を拡大すること。（ベトナム）</p> <p>161.54. 法執行官が各自の業務分野に関連する人権基準について敏感になり、訓練するよう一層努力すること。（カタール）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判官        裁判官、検察官になるいずれの者も司法研修所において修習を受けた後、法曹資格を取得するが、この修習期間中に人権関係諸条約に関するカリキュラムを組み込んでいる他、裁判官に任官した後についても、研修においてこのテーマを扱っていると承知している。</li>   <li>・検察官        我が国では、上記修習に加え、検察官に対して、任官時及びその経験年数等に応じて受講が義務づけられている各種研修において、人権関係諸条約に関する講義及び犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義を実施している。</li>   <li>・刑務官        刑務官を含む矯正施設の職員に対しては、矯正研修所及び同支所における各種研修</li> </ul>

プログラムにおいて、被収容者の人権の尊重を図る観点から、憲法及び人権に関する諸条約を踏まえた被収容者の人権に関する講義や行動科学的な視点を取り入れた研修等を実施している。また、各矯正施設においても、被収容者に対する処遇場面などを想定したロールプレイング教材を用いて実務に即した自庁研修を行うなどにより、職員の人権意識の向上に努めている。

・保護観察官及び社会復帰調整官

更生保護官署関係職員に対する経験年数等に応じた各種研修において、保護観察官に対しては犯罪被害者・保護観察対象者などの人権等に関する講義を、社会復帰調整官に対しては対象行為（designated acts）の被害者・医療観察対象者などの人権等に関する講義を、それぞれ実施している。

・入管職員

入管職員に対しては、在職年数等に応じた研修において人権に係る講義を実施するとともに、IOM（国際移住機関）等外部講師の協力を得て、事案に直接対応する中堅職員等を対象に人身取引対策や人権に特化した研修を行い、人権に対する意識の一層の向上を図っている。

・警察職員

警察学校において、新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対し、人権教育を実施している。また、警察署等の職場における研修等様々な機会をとらえて警察職員に対する人権教育を実施しており、これを継続していく。

・公務員一般

我が国では、人権問題に関して、国家公務員等の理解と認識を深めることを目的として、中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を毎年開催している。また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、そ

	<p>の指導者として必要な知識を習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を毎年3回開催している。</p>
<p>161.55. 公務員に対し、偏見及び差別的行為に対するための差別禁止法及び基準の適用に関する効果的な研修を提供すること。（バングラデシュ）</p>	<p>上記 161.53 及び 161.54 への回答を参照。</p>
<p>161.56. 人種差別表現に対するためのさまざまな法律上及び実務上の措置を導入すること。（ロシア）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全般 <p>我が国の場合、憲法第14条第1項において、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と定め、人種による差別の禁止も含む法の下に平等を規定している。これを踏まえ、我が国は、雇用、教育、医療、交通等国民生活に密接な関わり合いを持ち公共性の高い分野については、特に各分野における関係法令により広く差別待遇の禁止を規定している。</p> </li>   <li>・ヘイトスピーチ解消法 <p>2016年6月、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく制定された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行された。</p> <p>我が国は、同法の施行を踏まえ、いわゆるヘイトスピーチが許されないことについての啓発活動や、被害相談に対応するための体制の整備、外国語人権相談の利便性向上を図るための取組、その他ヘイトスピーチの解消に向けた取組を実施してきた。引き続き、相談体制の整備や人権啓発活動等、ヘイトスピーチの解消に向けた取組を適切に推進していく。</p> </li>   <li>・刑事及び民事上の責任</li> </ul>

	<p>現行法上、人種差別的行為があった場合には、民法の不法行為として損害賠償責任が発生し得る。また、例えば、名誉毀損罪や侮辱罪に当たるような行為について、刑事責任を問い得る。</p>
<p>161.57. 市民でない者に対する全ての形態の差別を禁止及び抑止する法律上の措置、並びに女性に対する暴力の原因となる固定観念を撤廃する法律を採択すること。(マダガスカル)</p>	<p>1. 上記 161.56 への回答(「全般」)を参照。</p> <p>2. また、女性に対する暴力の背景には、ジェンダーに関する固定観念があり、我が国では、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画基本計画を策定し、固定的役割分担意識の解消や無意識の偏見の問題に取り組むと共に、女性に対する暴力をなくすための教育や啓発活動を進めている。</p>
<p>161.68. 包括的な法律の採択及び啓発活動の活用など、全ての形態の差別を防止し対抗する努力を強化すること。(イタリア)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的な法律の採択 上記 161.56 への回答(「全般」)を参照。</li> <li>・啓発活動 法務省の人権擁護機関では、「人権週間」を始めとするあらゆる機会を通じて、人権に関する講演会・映画会の開催、テレビ・新聞等のマスメディアを利用した啓発、ポスター・パンフレット等の作成及び配布、各種団体と連携した人権啓発活動を行い、広く国民の間に人権尊重思想の普及高揚に努めている。</li> </ul>
<p>161.69. 異なる先住民との協議などを通じ、マイノリティ及び先住民への差別を回避及び防止する措置の実施を継続及び深化すること。(パラグアイ)</p>	<p>1. 2019年に成立した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められたところ。</p> <p>2. 我が国は、教育活動や広報活動などを通じて、アイヌに関する国民の理解を深めるよう努めている。</p> <p>3. また、法務省の人権擁護機関では、外国人や先住民族であるアイヌの人々の人権が尊重されるようインターネットバナー広告や人権啓発冊子の配布等の各種人権啓発活動を実施している。</p>

161.70. 性同一障害特例法の改正を含め、性的指向及び性自認に基づく差別に対する措置を講じること。(ニュージーランド)

161.71. 性的指向に基づく差別の撤廃に関する前向きな進展を継続し、国レベルで同性婚を承認すること。(スイス)

1. 我が国は、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別の解消を目指して、人権啓発冊子・リーフレット、人権啓発ビデオやスポット映像を作成し、インターネットを通じて配信しているほか、シンポジウムや研修会等、各種人権啓発活動を実施している。

2. また、人権相談を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、速やかに調査し、事案に応じた適切な措置を講じている。例えば、法律的なアドバイス等をする「援助」や当事者間の話し合いを仲介等する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求めるための「説示」、「勧告」、実効的な対応をし得る者に対して行う「要請」等の措置がある。

3. 雇用については、公正な採用選考に関する啓発活動として、事業主向け啓発パンフレットに「LGBT等の性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」と記載しHP上に公表しているほか、ハローワーク等で開催される事業主向けの公正採用選考に係る研修会にて説明を行っている。また、男女雇用機会均等法第11条にいう「セクシャル・ハラスメント」にはいかなる性的指向・性自認を持つ人々に対する性的言動も含まれることを明示するため、指針を改正した(2016年8月改正。2017年1月施行)。更に、性的指向・性自認への理解を深めることの重要性を事業主向けパンフレット等に記載し周知している。

4. 教育について、文部科学省は、性的マイノリティの児童生徒が悩みや不安を抱え、自己否定に陥らないよう、性的マイノリティの児童生徒に対する学校における支援体制の構築や教職員の理解啓発及び教育相談体制の充実に努めている。また、社会教育については、社会教育の指導者として中心的な役割を担う社会教育主事の養成講習等において、性的指向・性自認を含む人権課題に関するプログラムを実施し、人権教育の着実な推進を図っている。

	<p>5. 医療、福祉については、2018年2月及び3月に、LGBT等の人々も含め、医療、介護、障害福祉等のサービスを必要とする人々が必要なサービスを確実に受けることができるよう、自治体向けの全国会議や研修を通じて周知を行った。</p>
<p>161.73. 同性婚の公式承認を国レベルに拡大するなど、地方自治体及び民間企業が性的指向及び性自認に基づく差別を撤廃するための努力を促進すること。（カナダ）</p>	<p>・性的指向及び性自認に基づく差別</p> <p>我が国は、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別の解消を目指して、人権啓発冊子・リーフレット、人権啓発ビデオやスポット映像を作成し、インターネットを通じて配信しているほか、シンポジウムや研修会等、各種人権啓発活動を実施している。</p> <p>また、人権相談を通じて人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として速やかに調査し、事案に応じた適切な措置を講じている。例えば、法律的なアドバイス等をする「援助」や当事者間の話し合いを仲介等する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求めるための「説示」、「勧告」、実効的な対応をし得る者に対して行う「要請」等の措置がある。</p> <p>また、職場における性的指向・性自認に関する正しい理解を促進するため、性的指向・性自認に関する企業の取組事例等を調査する事業を実施し、調査結果等をまとめた報告書・事例集を作成・公表した。</p>
<p>161.74. ジェンダー、種族、肌の色、性的指向及び性自認などによるあらゆる種類の差別に対する措置の実施における進展を継続すること。（コロンビア）</p>	<p>・全般</p> <p>我が国の場合、憲法第14条第1項において、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と定め、法の下での平等を規定しており、「人権教育・啓発推進法及び人権教育・啓発に関する基本計画」（2002年閣議決定、2011年一部変更）を踏まえ、人権教育の推進を図っている。</p> <p>・ジェンダー</p>

	<p>1999年に成立した男女共同参画社会基本法第3条において、「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。」と規定しており、この基本理念にのっとり、ジェンダー平等に取り組んでいる。</p> <p>・種族 2019年に成立した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められたところ。我が国は、教育活動や広報活動などを通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めている。</p> <p>・性的指向及び性自認 上記 161.70 及び 161.71 への回答を参照。</p>
<p>161.76. 市民でない者に対する人種や民族に基づく差別を制裁する適切な法を効果的に適用し全ての疑わしい事例を調査するなど差別に対する現在の努力を継続すること。(ガーナ)</p>	<p>1. 我が国では、人種や国籍に基づく偏見や差別の解消のため、各種人権啓発活動、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理といった非司法的手続を通じた被害の救済及び予防を図っている。</p> <p>2. 現行法上、人種差別的行為があった場合には、民法の不法行為として損害賠償責任が発生し得る。また、例えば、名誉毀損罪や侮辱罪に当たるような行為について、刑事責任を問い得る。</p>
<p>161.77. 人種差別的及び外国人嫌悪的な言説を禁止するための努力を強化すること。(サウジアラビア)</p>	<p>上記 161.56 への回答(「概要」及び「ヘイトスピーチ解消法」)を参照。</p>
<p>161.78. 人種的優位性及び憎悪を含む全ての形態の差別に対抗し、女性に対する固定観念を撤廃する効果的な措置を継続すること。(ウズベキスタン)</p>	<p>・人種に基づくものを含む全ての形態の差別防止 上記 161.56 への回答(「全般」)を参照。</p> <p>・女性</p>

	<p>上記 161.15 への回答(「女性」)を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘイトスピーチ解消法 上記 161.56 への回答(「ヘイトスピーチ解消法」)を参照。</li> <li>・刑事及び民事上の責任 上記 161.56 への回答(「刑事及び民事上の責任」)を参照。</li> </ul>
<p>161.79. 出自が異なる人々に対するものを含む全ての形態の差別を根絶する措置の実施を継続すること。(キューバ)</p>	<p>上記 161.56 への回答を参照。</p>
<p>161.80. 効果的に人種差別を撤廃する適切な措置を講じ、法を実施すること。(グアテマラ)</p>	<p>上記 161.56 への回答を参照。</p>
<p>161.81. 効果的に法を適用し調査や、制裁措置をとることにより、人種や民族を理由に市民でない者を一部公共の場及び施設から締め出す行為を撤廃する適切な措置を講じること。(イラン)</p>	<p>上記 161.56 への回答(「全般」)を参照。</p>
<p>161.82. 国内法に十分な人種差別の定義を盛り込むという課題に対応することを含め、人種差別に関するより積極的な政策を実施すること。(キルギス)</p>	<p>上記 161.56 (「全般」) への回答を参照。</p>
<p>161.84. 人種、種族、性的指向及び性自認を理由とする差別を禁止する法律を導入するなど、効果的にヘイトスピーチに対処し、マイノリティの権利を保護するための一層の措置を講じること。(オーストラリア)</p>	<p>1. 我が国の場合、憲法第 14 条第 1 項において、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と定め、人種による差別の禁止も含む法の下での平等を規定している。これを踏まえ、我が国は、雇用、教育、医療、交通等国民生活に密接な関わり合いを持ち公共性の高い分野については、特に各分野における関係法令により広く差別待遇の禁止を規定している。</p>



	<p>2. 2016年6月、本邦出身者に対する不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく制定された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行された。</p> <p>3. 我が国は、同法の施行を踏まえ、いわゆるヘイトスピーチが許されないことについての啓発活動や、被害相談に対応するための体制の整備、外国語人権相談の利便性向上を図るための取組、その他ヘイトスピーチの解消に向けた取組を実施してきた。引き続き、相談体制の整備や人権啓発活動等、ヘイトスピーチの解消に向けた取組を適切に推進していく。</p> <p>4. 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、各教科など学校教育活動全体を通じて学校における人権教育を実施している。</p>
<p>161.85. 差別とヘイトスピーチの問題について、特に十分なリソースの割り当て並びに学校での教育・啓発プログラムを通じた対処を継続すること。（マレーシア）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘイトスピーチ解消法 上記 161.56 への回答(「ヘイトスピーチ解消法」)を参照。</li> <li>・刑事及び民事上の責任 上記 161.56 への回答(「刑事及び民事上の責任」)を参照。</li> <li>・学校での教育・啓発プログラムを通じた対処 学校における人権教育は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、各教科など学校教育活動全体を通じて実施している。</li> </ul>
<p>161.90. 日本企業が海外業務において人権尊重を考慮することを確保するよう必要な措置を講じること。（アルジェリア）</p>	<p>我が国は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持しており、同指導原則を着実に履行すべく、行動計画の策定に取り組んでいる。</p>

<p>161.91. 人権理事会の採択した指導原則に準じた、ビジネスと人権に関する国内行動計画を作成する可能性を検討すること。 (チリ)</p> <p>161.92. 日本に本社を置く多国籍企業が人権を侵害しないことを確保するようにビジネスと人権に関する国連指導原則の実施に関する国の作業計画を作成すること。(エジプト)</p> <p>161.93. 日本に本社を置く多国籍企業の商業活動が及ぼす人権及び環境への影響を評価するため、国連指導原則に適合する国の規制枠組みを設定すること。(ハイチ)</p> <p>161.94. 多国籍企業の人権侵害予防に関する国連指針に準じる国内行動計画を採択すること。(ケニア)</p>	
<p>161.116. 国際組織犯罪防止条約及び人身取引議定書を適切に国内実施するための努力を続けること。(パキスタン)</p>	<p>我が国は、国際組織犯罪防止条約及び人身取引議定書を適切に国内実施するための真摯かつ継続的な努力を行っている。例えば、政府が一丸となり、被害者の適切な認知、保護、自国又は他国への安全な帰国支援等の支援について国内外の関係専門機関及び諸外国政府等との連携を強化して実施しているほか、政府職員及び市民に対する人身取引に関する啓発事業を毎年更新した上で取り組むなどしている。</p>
<p>161.117. 人身取引と闘い続けること。(セネガル)</p>	<p>我が国は、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、関係省庁間の緊密な連携を図り、国際社会と協調し、これを早急かつ着実に推進するため、2004年、内閣に「関係省庁連絡会議」を設置し、2014年には、新たに「人身取引対策行動計画2014 (Japan's 2014 Action Plan to Combat Trafficking in Persons)」を決定するとともに、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議 (Council for the Promotion of Measures to Combat Trafficking in Persons)」を開催することとした。現在、同計画に基づき、この「人身取引対策推進会議」を中核として、関係省庁が連携し、取締り、被害者の保護・支援等の各種取組を実施しており、今後とも、人身取引の根絶を目指し、政府一丸となって取り組んでいく。</p>

161.118. あらゆる形態の人身取引と闘い、防止するための法的保護の枠組みを強化し続けること。(シンガポール)

1. 我が国は、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、関係省庁間の緊密な連携を図り、国際社会と協調し、これを早急かつ着実に推進するため、2004年、内閣に「関係省庁連絡会議」を設置し、2005年、その第3条において人身取引に該当する行為を定義する「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」の締結のために、必要となる罰則の新設・整備を行う刑法改正を行った。これにより、我が国においては、本議定書において定義される人身取引に該当する行為は全て犯罪とされている。また、外国人の人身取引被害者の保護については、2005年、出入国管理及び難民認定法を改正し、被害者に在留特別許可できる規定を新設するなどして、被害者保護を強化している。

2. 2014年には、新たに「人身取引対策行動計画2014 (Japan's 2014 Action Plan to Combat Trafficking in Persons)」を決定するとともに、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を開催することとした。現在、同計画に基づき、この「人身取引対策推進会議 (Council for the Promotion of Measures to Combat Trafficking in Persons)」を中核として、関係省庁が連携し、取締り、被害者の保護・支援等の各種取組を実施している。

・警察当局の取組

警察では、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係機関と連携し、被害者の確実な認知や適切な保護・支援、人身取引事犯の取締り等各種対策を推進している。

警察庁では、毎年、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議 (The Contact Point Meeting on Trafficking in Persons) を開催し、在京大使館、関係行政機関、都道府県警察、国際機関、NGO等との意見交換・情報交換を行っている。

人身取引被害者の発見・保護を目的として、警察等に被害申告するように9か国語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係省庁、都道府県警察、在京大使館、NG

○、国際空港等に配布するとともに、警察庁ウェブサイトにも掲載し、被害者の目に触れやすい場所に備え付けており、2019年度は30万部を作成・配布した。

警察庁の委託を受けた民間団体が、人身取引事犯やそのおそれのある犯罪等に関する通報を国民から匿名で受け付け、事件検挙への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報事業」(Anonymous-Report Hot Line)を実施している。

警察において人身取引被害者を認知した際には、婦人相談所等の関係機関と相互に連携して適切な保護措置を講じている。また、被害者に対し、保護施策の周知及び在留資格等の法的手続に関する十分な説明を行うとともに、今後の捜査について可能な範囲で説明を行い、被害者の立場に十分配慮した措置を行うなど、被害者の保護・支援を行っている。

警察では、人身取引事犯については、組織的背景の解明を念頭に、各種法令を多角的に適用して、雇用主のみならず仲介事業者の検挙に努めている。

警察に人身取引被害者等から相談がなされた場合には、相談室等相談者が心理的圧迫を受けない場所で聴取するよう努めるとともに、相談者が女性の場合には希望に応じて女性職員が、相談者が外国人の場合には可能な限り当該外国人の母国語を解する職員が、それぞれ対応することとしている。

#### ・ 検察当局の取組

検察当局においては、人身取引に関連する事案について、関係機関と連携の上、現行法令を積極的に適用するなどして、厳正に対処している。

また、検察当局においては、検察官に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修等の機会を通じ、人身取引に関する講義等を実施しているほか、全国の検察官が集まる各種会議において、人身取引事犯に対して積極的に対応すべきことを周知し、特に、組織犯罪を担当する検察官の会議においては、全国の検察庁における人身取引事犯の具体的事例・経験を共有するなどしている。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入管庁の取組</li> </ul> <p>出入国在留管理庁においても「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係機関との協力体制を一層強化するなどして人身取引の防止に努めるとともに、潜在化している可能性のある人身取引事案を把握し、人身取引の撲滅と被害者の適切な保護に積極的に取り組んでいる。</p> <p>出入国在留管理庁では、人身取引被害者の立場に十分配慮し、被害者保護の観点から在留期間の更新や在留資格の変更を許可しており、また、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にある場合には在留特別許可を与えるなど、被害者の法的地位の安定化を図っている。</p> <p>今後とも、人身取引の根絶を目指し、政府一丸となって取り組んでいく。</p>
<p>161.119. 特に女性及び児童を搾取から保護するために、人身取引対策の包括的な法的枠組みを策定することを含め、人身取引と闘うための取組を強化すること。（タイ）</p>	<p>我が国は、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、関係省庁間の緊密な連携を図り、国際社会と協調し、これを早急かつ着実に推進するため、2004年、内閣に関係省庁連絡会議を設置し、2014年には、新たに「人身取引対策行動計画2014（Japan's 2014 Action Plan to Combat Trafficking in Persons）」を決定するとともに、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を開催することとした。現在、同計画に基づき、この「人身取引対策推進会議（Council for the Promotion of Measures to Combat Trafficking in Persons）」を中核として、関係省庁が連携し、取締り、被害者の保護・支援等の各種取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察当局の取組</li> </ul> <p>上記 161.118 への回答(「警察当局の取組」)を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外交当局の取組</li> </ul> <p>開発途上国への支援を積極的に実施しており、例えば、2018年、JICAを通じ、日本を含むアジア各国の関係者の人身取引対策（特に、予防、被害者保護・自立支援）に関する取組の相互理解及びより効果的な地域連携の促進を目的とする研修事業等を</p>

	<p>新たに開始した。国際機関との連携としては、国際移住機関（IOM）への拠出を通じて、日本で保護された外国人人身取引被害者の母国への安全な帰国支援及び帰国後に再度被害に遭うことを防ぐための社会復帰支援事業を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検察当局の取組 上記 161.118 への回答(「検察当局の取組」)を参照。</li> <li>・ 入管庁の取組 上記 161.118 への回答(「入管庁の取組」)を参照。</li> </ul>
<p>161.120. 全ての人身取引事案について捜査，起訴及び適切な制裁措置を更に強化すること。（トルコ）</p>	<p>1. 2014年6月，警察庁，法務省，最高検察庁，厚労省及び海上保安庁から成る人身取引対策関連法令執行タスクフォースを設置し，人身取引関連事案についての情報共有・連携を図るとともに，同年9月，同タスクフォースにおいて，人身取引事犯の適用法令，具体的適用例等をまとめた「人身取引取締りマニュアル」を作成し，警察，出入国在留管理庁，検察，労働基準監督署及び海上保安庁において，捜査等に活用している。</p> <p>2. 人身取引に対しては，関連部局が連携・協力して徹底的な取締りを行い，加害者に対する厳正な科刑の実現に努め，人身取引が潜在するおそれのある周辺事案に対しても，積極的に対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察当局の取組 上記 161.118 への回答(「警察当局の取組」)を参照。</li> <li>・ 検察当局の取組 上記 161.118 への回答(「検察当局の取組」)を参照。</li> </ul>
<p>161.121. 特に女性及び児童の性的搾取に関係した人身取引に対抗するための措置を強化すること。（アルジェリア）</p>	<p>上記 161.117 への回答を参照。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察当局の取組</li> </ul> <p>警察において人身取引被害者を認知した際には、婦人相談所等の関係機関と相互に連携して適切な保護措置を講じている。また、被害者に対し、保護施策の周知及び在留資格等の法的手続に関する十分な説明を行うとともに、今後の捜査について可能な範囲で説明を行い、被害者の立場に十分配慮した措置を行うなど、被害者の保護・支援を行っている。</p> <p>警察に人身取引被害者等から相談がなされた場合には、相談室等相談者が心理的圧迫を受けない場所で聴取するよう努めるとともに、相談者が女性の場合には希望に応じて女性職員が、相談者が外国人の場合には可能な限り当該外国人の母国語を解する職員が、それぞれ対応することとしている。</p>
<p>161.122. 人身取引及び性的暴力の被害者による被害申告手続や保護サービスへのアクセスを向上させるために一層の努力を続けること。(アゼルバイジャン)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 我が国政府は、人身取引事案の関係行政機関における対応等について、2011年に申し合わせた「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)(Methods to Deal with Trafficking in Persons (Measures for Protection of Victims))」に基づき、関係省庁において、被害者の保護に関する措置を適切に講じている。</li> <li>2. 関係行政機関の各種窓口において、相談者等が、人身取引被害者又はそれに該当する可能性がある者と判断される場合には、同人を保護することを念頭に置き、当事者の意向も踏まえつつ、警察、地方出入国在留管理局、海上保安庁、婦人相談所及び児童相談所に必要に応じて速やかに通報又は連絡し、対応している。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察当局の取組</li> </ul> <p>上記 161.118 への回答(「警察当局の取組」)を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検察当局の取組</li> </ul> <p>上記 161.118 への回答(「検察当局の取組」)を参照。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入管庁の取組 出入国在留管理庁では、ホームページに、人身取引に関する情報提供・相談窓口、被害者保護の考え方、被害者保護の流れ等を8か国語（日本語、英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語及びタガログ語）で掲載するとともに、地方出入国在留管理局の審査窓口や空港の入国審査場において、警察庁作成に係るリーフレットを置くなどして、被害者の手に届く取組を実施している。</li> </ul>
<p>161.123. 人身取引に対する取組につき、一層努力し、被害者の保護及び補償に関する具体的な行動計画を制定すること。（ホンジュラス）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上記 161.117 への回答を参照。</li> <li>2. また、我が国政府は、人身取引事案の関係行政機関における対応等について、2011年に申し合わせた「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）（Methods to Deal with Trafficking in Persons (Measures for Protection of Victims))」に基づき、関係省庁において、被害者の保護に関する措置を適切に講じている。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察当局の取組 上記 161.118 への回答(「警察当局の取組」)を参照。</li> <li>・検察当局の取組 上記 161.118 への回答(「検察当局の取組」)を参照。</li> <li>・入管庁の取組 上記 161.118 への回答(「入管庁の取組」)を参照。</li> </ul>
<p>161.124. 斡旋業者、仲介業者及び雇用主による人権侵害から移民を保護するために人身取引対策法を制定すること。（ケニア）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 我が国は、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、関係省庁間の緊密な連携を図り、国際社会と協調し、これを早急かつ着実に推進するため、2004年、内閣に関係省庁連絡会議を設置し、2005年、その第3条において人身取引に該当する行為を定義する「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に</li> </ol>



	<p>女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」の締結のために、必要となる罰則の新設・整備を行う刑法改正を行った。</p> <p>2. これにより、我が国においては、本議定書において定義される人身取引に該当する行為は全て犯罪とされている。また、外国人の人身取引被害者の保護については、2005年、出入国管理及び難民認定法を改正し、被害者に在留特別許可できる規定を新設するなどして、被害者保護を強化している。さらに、我が国においては、職業安定法第63条第1号において、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者に対する刑罰を規定している。</p>
<p>161.125. あらゆる形態の暴力を訴追し制裁措置を取り、救済及び保護のための緊急手段への被害者のアクセスを確保することによって、外国人、マイノリティ及び先住民の女性に対する暴力に効果的に対処するために適切な措置を取ること。(イラン)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察当局の取組 上記 161.118 への回答(「警察当局の取組」)を参照。</li> <li>・刑事処罰 女性に対する暴力は、殺人罪、傷害罪、暴行罪、強制性交等罪、強制わいせつ罪等による刑事処罰の対象とされており、事案に応じて適切な処分が行われている。</li> <li>・入管庁の取組 出入国在留管理庁では、DV被害者である外国人を認知した場合には、関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものとする一方、DVにより別居を余儀なくされたり、提供資料の用意が困難な被害者からの在留期間更新許可申請や、DVを要因として在留資格の変更が必要となった被害者からの在留資格変更許可申請については、その立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案の上、許可するなど人道上適切に対応している。 さらに、DVに起因して不法残留等の入管法違反となっている被害者についても、十分な配慮の下、事案に応じ、在留を特別に許可するなどの人道的な措置を講じている。</li> </ul>

<p>161.126. 全ての状況における体罰を法律で明確に禁止すること。(モンテネグロ)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「体罰」の内容が必ずしも明らかではないが、少なくとも教職員による児童生徒への体罰については、学校教育法第11条で禁止されている。</li> <li>2. また、民法の親権者の子に対する懲戒権の規定の在り方については、法務大臣の諮問機関である法制審議会において検討が進められている。</li> <li>3. 2020年4月に施行された児童虐待の防止等に関する法律等の改正法において、児童の親権を行う者等が、児童のしつけに際して、体罰を加えることを禁止することを法定化した。また、同改正法において、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親等についても、児童に対して体罰を加えることを禁止することを法定化した。</li> </ol>
<p>161.127. 全ての状況における体罰を明示的に禁止すること。(ザンビア)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「体罰」の内容が必ずしも明らかではないが、少なくとも教職員による児童生徒への体罰については、学校教育法第11条で禁止されている。</li> <li>2. 運動部活動においては、「運動部活動での指導のガイドライン」や「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化部活動については「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において校長及び部活動の指導者に対して体罰・ハラスメントの根絶を徹底するよう求めている。</li> <li>3. また、上記161.126への回答においても記載のとおり、民法の親権者の子に対する懲戒権の規定の在り方については、法務大臣の諮問機関である法制審議会において検討が進められている。</li> <li>4. 2020年4月に施行された児童虐待の防止等に関する法律等の改正法において、児童の親権を行う者等が、児童のしつけに際して、体罰を加えることを禁止することを法定化した。また、同改正法において、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親等についても、児童に対して体罰を加えることを禁止することを法定化した。</li> </ol>

<p>161.128. ヘイトスピーチに関する国連人権メカニズムによる勧告に十分配慮すること。(韓国)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘイトスピーチ解消法 上記 161.56 への回答(ヘイトスピーチ解消法)を参照。</li> <li>・刑事及び民事上の責任 上記 161.56 への回答(刑事及び民事上の責任)を参照。</li> </ul>
<p>161.139. 貧困削減及び持続可能な開発に向けた努力を強化すること。(東ティモール)</p>	<p>総理をヘッドとし、全閣僚を構成員とする SDGs 推進本部の下、SDGs 達成に向けてオールジャパンで取組を強化していく。</p>
<p>161.140. 働き過ぎによる死亡及び自殺を抑制することを目的として、労働時間延長を制限する規制を強化すること。(ボツワナ)</p>	<p>長時間労働を是正し、働き方改革を推進するため、罰則付きの時間外労働の上限規制等を盛り込んだ「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が 2018 年に国会で成立し、大企業においては 2019 年 4 月、中小企業においては 2020 年 4 月から罰則付きの時間外労働の上限規制が施行された。</p>
<p>161.141. 技能実習制度で実施される監査のフォローアップとして、労働基準違反を是正する具体的な措置を取ること。(ポルトガル)</p>	<p>外国人技能実習機構(新制度)及び地方出入国在留管理局(旧制度)において把握した、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場については、都道府県労働局に通報することとしており、通報を受けた労働局の管下労働基準監督署において、原則、そのすべてに対して監督指導を実施している。監督指導において労働基準関係法令違反が認められた場合には、その是正を指導するとともに、是正しない等重大・悪質な場合には、司法処分も含め厳正に対処している。</p>
<p>161.142. 安全で健康的な労働環境という労働者の権利を保護する努力を続けること。(イラク)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 労働安全衛生法において、厚生労働大臣が労働災害防止計画を策定することを義務付けている。</li> <li>2. 厚生労働大臣は、2018 年 4 月からの 5 年間を対象期間とする第 13 次労働災害防止計画を策定し、労働災害による死亡者数を 15%以上減少させる、死傷者数(休業 4 日以上)を 5%以上減少させる、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上とする等の目標を定め、その実施に努めている。</li> </ol>
<p>161.144. 施設への収容、過度の医療化、並びに全ての人の権利、意思及び選択を尊重しない行為をもたらさない、地域に根差し</p>	<p>「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念に基づき、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害に</p>

<p>た人間中心の精神衛生サービス及び支援を開発すること。（ポルトガル）</p>	<p>も対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を2017年より進めている。具体的には、精神障害者の地域生活の支援に向けて、入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業、ピアサポートの活用に係る事業などの自治体の取組を、財政措置等により支援している。</p>
<p>161.146. 全ての人に就学への十分なアクセスを確保し、とりわけ女性及び女児の教育への平等なアクセスに関して、マイノリティ集団が直面する可能性のある障壁を取り除くための努力を続けること。（パレスチナ）</p> <p>161.147. 女性及び女児のあらゆるレベルの教育への平等なアクセスを促進すること。（東ティモール）</p> <p>161.148. 女性及び女児のあらゆるレベルの教育への平等なアクセスを促進し続けること。（ボスニア・ヘルツェゴビナ）</p> <p>161.149. 特に質の高い教育への女性及び女児のアクセスを改善し続けることを通じて、女性のエンパワーメントを目的とした努力を強化すること。（キプロス）</p>	<p>教育については、憲法第26条において、全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有することとされており、同条の規定を受けた教育基本法第4条において、全て国民は、等しく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないと規定されている。</p>
<p>161.150. 社会権規約委員会及び人種差別撤廃委員会による勧告に沿った形で、マイノリティの子供が差別されることなく教育を受ける権利を享受することを確保すること。（オーストリア）</p>	<p>経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）及び児童の権利に関する条約を踏まえ、外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。</p>
<p>161.152. ジェンダー平等の促進をさらに強化し、あらゆる形態の差別及び暴力から女性を保護すること。（ミャンマー）</p>	<p>1. 毎年11月12日から同月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。</p>

2. また、我が国は、被害を受けている外国人が救済及び保護の迅速な手段にアクセスできるよう、外国人被害者向け広報資料を作成し関係機関に配布するほか、ホームページに外国人被害者に役立つ情報を8か国語で掲載している。また、配偶者暴力相談支援センターでは外国語に対応できる相談員を配置するなどの取組も進められており、言語別の相談対応状況についても公表している。

・各種相談

配偶者暴力相談支援センターでは外国語に対応できる相談員を配置するなどの取組も進められており、言語別の相談対応状況についても公表している。

全国の法務局に専用相談電話「女性の人権ホットライン」及び「子どもの人権110番」を開設し、人権擁護委員や法務局職員が、DV等を含む女性や子どもからの人権相談に応じている。

日本司法支援センター（法テラス）において、総合法律支援法に基づき、DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対して、被害の防止に関して必要な法律相談を提供している。

・刑事処罰

DV等の女性に対する暴力は、殺人罪、傷害罪、暴行罪、強制性交等罪、強制わいせつ罪等による刑事処罰の対象とされており、事案に応じて適切な処分が行われている。

・警察当局の取組

警察では、ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等に対して、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法、配偶者暴力防止法等の関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等、組織的な対応を推進している。

161.153. 脆弱な集団，特に女性，児童並びに外国人を保護し続けること。（セネガル）

・広報等

毎年11月12日から同月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

また、被害を受けている外国人が救済及び保護の迅速な手段にアクセスできるよう、外国人被害者向け広報資料を作成し関係機関に配布するほか、ホームページに外国人被害者に役立つ情報を8か国語で掲載している。

・各種相談

上記161.152への回答（各種相談）を参照。

・刑事処罰

女性、児童及び外国人に対する暴力（DV・児童虐待を含む）は、殺人罪、傷害罪、暴行罪、強制性交等罪、強制わいせつ罪等による刑事処罰の対象とされており、事案に応じて適切な処分が行われている。

・保護命令

現行法上においても、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判を行う命令を発することができることが明記されている。

・入管庁の取組

出入国在留管理庁では、在留資格取消制度を運用する上で、その透明性の向上を図る観点から、配偶者の身分を有する者としての活動を行わないことに「正当な理由」がある場合等、在留資格の取消しを行わない主な事例を出入国在留管理庁のホームページに、日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語の8か国語で掲載しており、その事例の一つとして、DVを理由として一時的

	に避難又は保護を必要としている場合を明記し、DVの被害者である外国人が無用な不利益を被ることのないよう配慮した運用を行っている。
161.154. 特に「女性エンパワーメントのための男性中心型の働き方改革」に重点を置いて、第4次男女共同参画基本計画の効果的な実施を確保すること。(バーレーン)	<p>1. 我が国では、2015年12月に第4次男女共同参画基本計画を策定し、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍を含む様々な取組を行っている。</p> <p>2. なお、現在、第5次男女共同参画基本計画の策定に向けて検討を始めており、引き続きそうした取組を行っていく。</p>
161.155. 第4次男女共同参画基本計画の実施によって、女性の権利の保護の促進、ジェンダー平等、ジェンダー平等社会の促進の努力を続けること。(ブルガリア)	<p>1. 我が国は、2015年12月に第4次男女共同参画基本計画を策定し、男女の人権が尊重され、尊厳を持つことができる社会、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会づくりを目指し、取組を進めている。</p> <p>2. なお、現在、第5次男女共同参画基本計画の策定に向けて検討を始めており、引き続きそうした目指すべき社会づくりのための取組を行っていく。</p>
161.156. 男女共同参画基本計画の実施を継続すること。(キューバ)	<p>1. 我が国では、2015年12月に第4次男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行っている。</p> <p>2. なお、現在、第5次男女共同参画基本計画の策定に向けた検討を始めている。</p>
161.157. ジェンダー平等の促進及び保護の努力を続けること。(アイスランド)	<p>1. 1999年に成立した男女共同参画社会基本法第3条において、「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。」と規定しており、この基本理念にのっとり、ジェンダー平等に取り組んでいる。</p> <p>2. 2015年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が成立し、女性の活躍促進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主に義務付け</p>

	<p>られた。さらに、2019年5月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（以下「女性活躍推進法等一部改正法」という。）」が成立したところであり、法改正による女性活躍に関する一般事業主行動計画策定義務の対象拡大や情報公表の強化等により、更なる女性の活躍の推進を図っていく。</p> <p>3. 政治分野においても「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が2018年に成立し、この法に基づき調査研究や情報収集、関係者への情報提供・働きかけを行っている。</p>
<p>161.158. ジェンダー・エンパワーメント及び女性の権利を国内で向上するための努力を進め、地域レベル及び地球規模での貢献を続けること。（インドネシア）</p>	<p>1. 1999年に成立した男女共同参画社会基本法第3条において、「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。」と規定しており、この基本理念にのっとり、ジェンダー平等に取り組んでいる。</p> <p>2. また、我が国は「女性が輝く社会」(a society where women shine)に向けた取組の一環として、2014年より国際女性会議 WAW!(World Assembly for Women)を開催。また、2019年3月の第5回 WAW!/W20では、7か国の女性外務大臣を始め、世界各国からの参加者を含め、約3,000人が来場し、男性や若者を含む、多様な背景を持つ参加者が国内外の課題について、女性の視点も踏まえつつ議論。我が国は今後も、女性のエンパワーメント及びジェンダー平等に向けた議論を推進していく。</p>
<p>161.159. 特に雇用の分野において、ジェンダー平等を促進するための法的枠組みを強化すること。（ベルギー）</p> <p>161.161. 女性の管理職へのアクセスを含め、企業に対してジェンダー間の賃金格差を埋めるために積極的な措置を取るよう懇願する努力を進めること。（アイルランド）</p>	<p>2019年5月には、一般事業主行動計画の策定義務対象拡大や情報公表の強化等を含む内容とする「女性活躍推進法等一部改正法」が成立したことを踏まえ、引き続き更なる女性活躍の推進を図る。</p>



<p>161.160. 女性活躍推進法の成功裏の実施に注力し、国内の女性雇用達成の経験のベストプラクティスを共有すること。（ブルネイ）</p> <p>161.162. 関係政府機関及び民間企業が行動計画で表明した目標を監視するなどして、女性活躍推進法の施行を継続すること。（イスラエル）</p>	<p>「女性活躍推進法」に基づき、国・地方公共団体及び301人以上の民間事業主については、女性活躍に向けた行動計画の策定・公表と女性の活躍状況に関する情報公表が義務付けられている。これらの情報は政府のウェブサイト「女性活躍推進法「見える化」サイト」や「女性の活躍推進企業データベース」にて公表することができる。</p>
<p>161.163. あらゆるレベルの教育に対する女性及び女児の平等なアクセスを促進するなど、女性差別撤廃に向けた努力を強化すること。（キルギスタン）</p>	<p>上記 161.146 への回答参照。</p>
<p>161.164. ジェンダー不平等に対処し、家庭内暴力及び性的搾取に対抗し、女性及び児童の権利を効果的に保護するために実効性のある措置を取ること。（中国）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報 <p>毎年11月12日から同月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。</p> </li> <li>・ 各種相談 <p>全国の法務局に専用相談電話「女性の人権ホットライン」及び「子どもの人権110番」を開設し、人権擁護委員や法務局職員が、DV等を含む女性や子どもからの人権相談に応じている。</p> <p>全国の小・中学生に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、子どもからの手紙による相談にも積極的に応じている。</p> <p>日本司法支援センター（法テラス）において、総合法律支援法に基づき、DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対して、被害の防止に関して必要な法律相談を提供している。</p> </li> <li>・ 刑事処罰</li> </ul>

女性及び児童に対する暴力（DV・児童に対する性的虐待を含む）は、殺人罪、傷害罪、暴行罪、強制性交等罪、強制わいせつ罪等による刑事処罰の対象とされており、事案に応じて適切な処分が行われている。

・保護命令

現行法上においても、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判を行うこと、相手方の審尋の期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情がある場合には、審尋の期日を経ることなく保護命令を発することができることが明記されている。

・入管庁の取組

上記 161.153(「入管庁の取組」) への回答参照。

・警察当局の取組

上記 161.152(「警察当局の取組」) への回答参照。

・その他

主に若年女性の性的搾取につながる「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」問題」に関し、2017年5月、関係府省対策会議において取りまとめた方針に従い、関係府省庁が連携し、①更なる実態把握、②取締り等の強化、③教育・啓発の強化、④相談体制の充実、⑤保護・自立支援の取組強化などについて、取組んでいる。

児童の性的搾取等に係る対策については、2017年4月に犯罪対策閣僚会議において策定した「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」に基づき、関係府省庁において、被害防止対策、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策、取締り及び被害児童の保護等の各種施策を総合的に推進している。

<p>161.165. 女子差別撤廃条約第 1 条に沿った形で女性差別の包括的な定義を採用すること。（スロベニア）</p>	<p>上記 161.74(ジェンダー)への回答参照。</p>
<p>161.166. 女性の管理職へのアクセスを目指すことを含め、ジェンダー間の賃金平等を保証する努力をすること。（パラグアイ）</p> <p>161.168. ジェンダー間の賃金格差を解消するための努力を強化すること。（スーダン）</p> <p>161.170. 特に労働市場及び給与水準において、女性差別の撤廃及び完全なジェンダー平等の導入に向けた努力を継続すること。（チュニジア）</p> <p>161.171. ジェンダーに基づく賃金格差を減らす努力を強化すること。（ベネズエラ）</p> <p>161.172. ジェンダーパリティを保ち、かつジェンダーに基づく差別を防止するために、男女共に同一労働同一賃金を確保する法令を制定すること。（インド）</p>	<p>上記 161.159 への回答参照。</p>
<p>161.167. 積極的な雇用促進策及びこれを可能にする和解措置によって、職場における女性の存在に対する支援を高めること。（スペイン）</p>	<p>2019 年 5 月に、「女性活躍推進法等一部改正法」が成立したところであり、法改正による女性活躍に関する一般事業主行動計画策定義務の対象拡大や情報公表の強化等の履行確保により、更なる女性の活躍の推進を図っていく。</p>
<p>161.169. 男女共同参画基本計画及び女性活躍推進法の実効性のある実施を強化することによって、また特に技能実習生をはじめとする外国人に対して妥当な賃金と安全な労働環境を確保することによって、差別のないディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を確保すること。（タイ）</p>	<p>1. 我が国では、2015 年 12 月に第 4 次男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行っている。</p> <p>2. なお、現在、第 5 次男女共同参画基本計画の策定に向けた検討を始めている。</p>

	<p>3. 女性活躍推進法については、2019年5月に、「女性活躍推進法等一部改正法」が成立したところである。法改正による女性活躍に関する一般事業主行動計画策定義務の対象拡大や情報公表の強化等により、更なる女性の活躍の推進を図っていく。</p> <p>4. また、グローバル化に伴い、外国人労働者の処遇について注目が集まっている中、外国人を雇用する事業主に対する労働関係法令の遵守及び「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（平成19年厚生労働省告示第276号）の周知の徹底を図っている。</p> <p>5. さらに、外国人労働者のために、都道府県労働局、ハローワーク、労働基準監督署において、多言語による対応を実施している。</p> <p>6. 技能実習制度においては、平成29年から施行した外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下、「技能実習法」）に基づく新たな制度の下、監理団体の許可制や技能実習計画の認定制の導入、技能実習生への人権侵害の禁止規定や人権侵害を行った監理団体等への罰則規定の整備、外国人技能実習機構による実地検査の実施や技能実習生からの母国語相談・申告窓口の設置、二国間取決め等により制度の適正化及び技能実習の実施が困難となった際の転籍支援を、ジェンダーの視点も踏まえつつ実施している。</p>
<p>161.173. ジェンダー間の賃金格差及び意思決定プロセスへの女性の参画に関する先のUPRの勧告151及び152を実施する努力を継続すること。（ベナン）</p>	<p>1. 現在、第5次男女共同参画基本計画の策定に向けて検討を始めており、政治、行政及び経済分野を含めたあらゆる分野における施策を引き続き行っていく。</p> <p>2. 2019年5月には、一般事業主行動計画の策定義務対象拡大や情報公表の強化等を内容とする「女性活躍推進法等一部改正法」が成立したことを踏まえ、引き続き更なる女性活躍の推進を図る。</p>

<p>161.174. 女性へのあらゆる形態の暴力に対抗し暴力被害者の保護の促進に向けた支援環境を創出するための努力を継続すること。(アンゴラ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報 上記 161.164 (「広報」) への回答参照。</li> <li>・各種相談 上記 161.164(「各種相談」) への回答参照。</li> <li>・刑事処罰 上記 161.152 (「刑事処罰」) への回答参照。</li> <li>・保護命令 上記 161.164 (「保護命令」) への回答参照。</li> <li>・入管庁の取組 上記 161.153(「入管庁の取組」) への回答参照。</li> <li>・警察当局の取組 上記 161.152 (「警察当局の取組」)への回答参照。</li> </ul>
<p>161.175. 性的暴力を含め、女性及び児童に対する暴力の根絶に向けた取組を継続すること。(キルギスタン)</p> <p>161.176. 女性及び女兒に対する性的搾取を撲滅する包括的取組を強化すること。(ラオス)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報 上記 161.164(「広報」)への回答参照。</li> <li>・各種相談 上記 161.164(「各種相談」)への回答参照。</li> <li>・刑事処罰 女性及び児童に対する暴力(性犯罪を含む)は、殺人罪、傷害罪、暴行罪、強制性交等罪、強制わいせつ罪等による刑事処罰の対象とされており、事案に応じて適切な処分が行われている。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護命令 上記 161.164 (「保護命令」) への回答参照。</li> <li>・入管庁の取組 上記 161.153(「入管庁の取組」) への回答参照。</li> <li>・警察当局の取組 上記 161.152 (「警察当局の取組」) への回答参照。</li> <li>・その他 上記 161.164 (「その他」) への回答参照。</li> </ul>
<p>161.178. 特に、人身取引との闘いを中心に、児童及び女兒に対する性的搾取の防止に特に力を注いで、ジェンダーに基づく暴力を防止し対抗するための措置を強化すること。(パラグアイ)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童の性的搾取等に係る対策については、2017年4月に犯罪対策閣僚会議において策定した「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」に基づき、関係府省庁において、被害防止対策、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策、取締り及び被害児童の保護等の各種施策を総合的に推進している。</li> <li>2. 警察当局としての取組については、上記 161.118 (「警察当局の取組」) への回答参照。</li> </ol>
<p>161.179. 同性カップルを含め、家庭内暴力の報告を全て調査すること。(東ティモール)</p>	<p>都道府県等に設置されている配偶者暴力相談支援センターにおける相談について、相談者の属性を問わず、相談件数等の調査を実施している。</p>
<p>161.181. 被害者に対して虐待に対する支援、ケア及び救済を確保することによって、特に外国人、マイノリティ及び先住民の労働者へのドメスティック・バイオレンスに対抗するために既の実施されている前向きな取組を継続すること。(モルディブ)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 我が国は、被害を受けている外国人が救済及び保護の迅速な手段にアクセスできるよう、外国人被害者向け広報資料を作成し関係機関に配布するほか、ホームページに外国人被害者に役立つ情報を8か国語で掲載している。</li> <li>2. また、配偶者暴力相談支援センターでは外国語に対応できる相談員を配置するなどの取組も進められており、言語別の相談対応状況についても公表している。</li> </ol>

	<p>3. 日本司法支援センター（法テラス）において、総合法律支援法に基づき、DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対して、被害の防止に関して必要な法律相談を提供している。</p> <p>・ 刑事処罰 外国人を対象とするものを含め、DVは、殺人罪、傷害罪、暴行罪、強制性交等罪、強制わいせつ罪等による刑事処罰の対象とされており、事案に応じて適切な処分が行われている。</p>
<p>161.182. 特に婚姻適齢を全員 18 歳に引き上げることなど、男女間の不平等を減らす措置を取ること。（フランス）</p> <p>161.183. 女性の婚姻の最低年齢を 18 歳に引き上げること。（アイスランド）</p>	<p>我が国は、2018年3月、民法の成年年齢を18歳に引き下げるとともに、婚姻開始年齢を男女とも18歳とすること等を内容とする法律案を国会に提出し、同法案は、同年6月に成立した。</p>
<p>161.184. 政治、行政及び経済分野においてジェンダー平等を促進するための措置の実施を継続すること。（スリランカ）</p> <p>161.185. 公共及び民間部門で意思決定に携わる立場にある女性、特にマイノリティの女性に重点を置いて、男女間の実質的平等の達成を加速するための努力を続けること。（パレスチナ）</p>	<p>現在、第5次男女共同参画基本計画の策定に向けて検討を始めており、政治、行政及び経済分野を含めたあらゆる分野における施策を引き続き行っていく。</p>
<p>161.186. 体罰の禁止を含め、児童に対する暴力に対抗するための努力を進めること。（ロシア）</p>	<p>1. 体罰防止のための取組としては、体罰の実態調査の実施、懲戒と体罰の区別や、体罰防止に関する取組についての通知の発出、「運動部活動での指導のガイドライン」、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定などを実施している。</p> <p>2. また、民法の親権者の子に対する懲戒権の規定の在り方については、法務大臣の諮問機関である法制審議会において検討が進められている。</p>

	<p>3. 「体罰」の内容が必ずしも明らかではないが、2020年4月に施行された児童虐待の防止等に関する法律等の改正法において、児童の親権を行う者等が、児童のしつけに際して、体罰を加えることを禁止することを法定化した。また、同改正法において、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親等についても、児童に対して体罰を加えることを禁止することを法定化した。</p>
<p>161.187. 児童に対する暴力を包括的に抑制することによって、児童の福祉を増進するための行動を取り続けること。(セルビア)</p>	<p>1. 民法の親権者の子に対する懲戒権の規定の在り方については、法務大臣の諮問機関である法制審議会において検討が進められている。</p> <p>2. 「体罰」の内容が必ずしも明らかではないが、2020年4月に施行された児童虐待の防止等に関する法律等の改正法において、児童の親権を行う者等が、児童のしつけに際して、体罰を加えることを禁止することを法定化した。また、同改正法において、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親等についても、児童に対して体罰を加えることを禁止することを法定化した。</p>
<p>161.188. 非嫡出子の社会的及び法的立場に関する差別的な規定を全て修正すること。(アルゼンチン)</p>	<p>2013年12月5日、民法の一部を改正する法律が成立し、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等になった(同月11日施行)。</p>
<p>161.189. 法整備を含め、児童の保護及び福祉活動を強化するための計画を継続すること。(ブータン)</p>	<p>1. 民法の親権者の子に対する懲戒権の規定の在り方については、法務大臣の諮問機関である法制審議会において検討が進められている。</p> <p>2. 2020年4月に施行された児童虐待の防止等に関する法律等の改正法において、児童の親権を行う者等が、児童のしつけに際して、体罰を加えることを禁止することを法定化するとともに、児童虐待を受けた児童の保護等のために協力すべき関係機関を明確化する等の措置を講じた。また、2018年12月に決定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」や2019年3月に決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化」等に基づき、引き続き、児童虐待防止対策の強化に取り組んでいる。</p>
<p>161.190. 児童の権利に関する条約に従って、両親共に日常的に子供と人間関係を維持し直接連絡を取ることができるような</p>	<p>面会交流の問題を含め、両親が離婚した後の子どもの養育の在り方の問題については、外国の法制度等の調査を実施しているほか、2019年に立ち上げられた研究会</p>



<p>法的強制力のある子供との面会交流制度を導入すること。（カナダ）</p>	<p>に法務省等の担当者を参加させ、離婚後の子どもの権利の保護に向けた検討を進めている。</p>
<p>161.191. 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）を実施する努力を強化すること。（イタリア）</p>	<p>子の返還命令の強制執行手続をより実効的かつ迅速なものにするため、2020年4月、ハーグ条約実施法改正法が施行された。</p>
<p>161.192. 政府による「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」の実施、並びに被害者の支援及びリハビリを継続すること。（スリランカ）</p> <p>161.193. 児童の性的搾取、児童ポルノ及び児童買春に対抗するための努力を一層行い、性的搾取の被害者への支援を行うこと。（スウェーデン）</p> <p>161.195. 児童の性的搾取に対抗するための優先事項に注力し続けること。（ベラルーシ）</p>	<p>1. 児童の性的搾取等に係る対策については、2017年4月に犯罪対策閣僚会議において策定した「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」に基づき、関係府省庁において、被害防止対策、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策、取締り及び被害児童の保護等の各種施策を総合的に推進している。</p> <p>2. 警察当局の取組としては、犯罪の被害に遭った少年に対し、警察本部に設置された少年サポートセンター等に所属する少年補導職員を中心としてカウンセリング等の継続的な支援を行っている。</p>
<p>161.194. 児童の性的搾取対策のための措置を通じ、2017年4月に採択された基本計画を実施することにより、性的虐待及び性的搾取から児童を保護するための努力を続けること。（チュニジア）</p>	<p>児童の性的搾取に係る対策については、2017年4月に犯罪対策閣僚会議において策定した「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」に基づき、関係府省庁において、被害防止対策、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策、取締り及び被害児童の保護等の各種施策を総合的に推進している。</p>
<p>161.196. 児童の性的搾取に関する犯罪を捜査及び起訴する努力を続けること。（ペルー）</p>	<p>1. 捜査機関においては、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づいて、適切に対処している。</p> <p>2. また、児童ポルノ事犯等の悪質な児童の性的搾取事犯に対する取締りを強化している。取締りの強化により2019年中における児童ポルノ事犯の検挙件数は3,059件と過去最多を記録したほか、児童買春事犯の検挙件数は784件であった。</p>
<p>161.197. 国家的努力に沿った形で障害者権利条約の実施を確保すること。（ラオス）</p>	<p>我が国は、条約の理念に即して改正された障害者基本法の各基本原則にのっとり、当該理念の実現に向けた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的か</p>

	つ計画的に実施することとしており、障害者基本計画（第4次）に基づき、政府全体で各種取組を行っている。
<p>161.198. 自由を奪われた障害者の安全及び個人の統合性を守るために、障害者権利条約第14条に関する委員会のガイドラインを順守することを含め、同条約の義務を完全に履行すること。（ニュージーランド）</p>	<p>1. 精神保健福祉法に基づく、措置入院や医療保護入院は、精神障害者の医療及び保護を目的として行われるものである。その実施に当たっては、患者の人権に配慮し、対象者や手続等について厳格な規定を設けている。</p> <p>2. 措置入院及び医療保護入院は、①精神保健福祉法に規定された要件を満たした場合に、法律に規定された手続に従って行われるものであり、②精神障害の存在のみを理由として行われるものではないことから、いずれも、不法に又は恣意的に自由を奪われないこと、いかなる自由の剥奪も法律に従って行われること及びいかなる場合においても自由の剥奪が障害の存在によって正当化されないこと等を規定する障害者の権利に関する条約第十四条の規定に違反しないと考えている。</p>
<p>161.199. 障害者権利条約の実施を強化するために、障害者に対するスティグマ（汚名）払拭に必要な改革を実施すること。（ウガンダ）</p>	<p>1. 障害及び障害のある人に対する国民の関心、理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加意識の高揚を図るため、障害者基本法第9条において、毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」としており、前後の期間を含め、全国で官民にわたって多彩な行事を集中的に実施するなど、積極的な啓発・広報活動を実施している。</p> <p>2. 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条に基づき策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」において、障害者の人権を人権課題の一つとして、障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための人権啓発活動を充実・強化することを明記している。</p>

	<p>3. 法務省の人権擁護機関では、当該計画に基づき必要な施策を推進しているところ、「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を人権啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、人権啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。</p>
<p>161.200. 障害者の権利を促進し差別を撤廃するための努力を続けること。（ブルネイ）</p>	<p>1. 2016年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、各行政機関や事業者において適切な対応を進めている。また、同法附則において、施行3年経過後の見直しの検討を行うことが規定されていることを踏まえ、障害当事者や学識経験者等により構成される、内閣府の「障害者政策委員会」において議論を行っている。</p> <p>2. 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条に基づき策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」において、障害者の人権を人権課題の一つとして、障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための人権啓発活動を充実・強化することを明記している。</p> <p>3. 法務省の人権擁護機関では、当該計画に基づき必要な施策を推進しているところ、「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を人権啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、人権啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。</p>
<p>161.201. 教育、健康、仕事及び公共スペースへのアクセスを提供し、あらゆる形態の暴力及び差別から保護することによって、障害者の立場を向上させ続けること。（ミャンマー）</p>	<p>1. 我が国においては、「障害者基本法」において、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを規定している。また、「障害者差別解消法」に基づき、各行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供をはじめとする障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われている。</p> <p>2. 例えば教育の分野においては、障害者の教育へのアクセスを確保し、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指</p>

	<p>導，特別支援学級，特別支援学校といった，連続性のある多様な学びの場の整備を行っている。また，初等中等教育に関して，障害者理解の促進，障害のある子どもと障害のない子どもが共に活動する交流及び共同学習の充実を図っている。高等教育に関しては，「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催し，障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方などについてとりまとめ，各大学等に周知している。</p> <p>3. また，2018年3月に閣議決定された障害者基本計画（第4次）において，共生社会の実現に向け，社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上と心のバリアフリーを推進する観点から，積極的な広報・啓発活動等に努めることとしている。</p> <p>4. なお，「障害者雇用促進法」において，雇用分野における障害者に対する差別の禁止，合理的配慮の提供の義務付け及び紛争解決制度の構築を定めている。</p>
<p>161.202. 全ての障害者の有意義な社会参加を支援し促進するために必要な既存プログラムの拡大及び新プログラムの導入を継続すること。（シンガポール）</p>	<p>1. 障害者総合支援法は，障害者個人の尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう，必要な支援を総合的に行い，福祉の増進や安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。</p> <p>2. そのため，当該法律に基づき，障害者に対する移動の支援，車椅子や義足といった福祉用具の給付，手話通訳者の派遣，活動場所の提供など，障害者の社会参加を促進する様々な支援を実施している。</p>
<p>161.203. 精神障害者が医療サービスの恩恵を受けられるようにする努力を促進しつづけること。（リビア）</p>	<p>1. 障害者総合支援法では，障害者等の障害の軽減を図り，自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療として，精神疾患に対する継続的な治療（精神通院医療）を自立支援医療と位置付け，その医療費の一部又は全部を公費で負担することとし，精神障害者のための医療・リハビリテーション医療の充実を図っている。</p>

	<p>2. 精神障害者の障害の特性その他の心身の状態に応じた良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するため、指針を策定し、精神障害者に対する保健・医療・福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性を定めている。</p>
<p>161.204. 国内法の規定に従って、民間事業部門に障害者雇用関連措置の実施を継続するよう慫慂し続けること。（セルビア）</p>	<p>障害者雇用促進法等において、障害者の雇用義務制度を設けることにより、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センターが中心となって、障害者と事業主双方に対し、就職準備段階から職場定着支援まで一貫した支援を実施することにより、民間企業における障害者雇用の取組を推進している。</p>
<p>161.205. アイヌ、琉球及び部落民などの少数種族が経済的、社会的及び文化的権利を十分享受できるように措置を強化すること。（ペルー）</p>	<p>1. 日本国憲法の規定により、御指摘のアイヌの人々、沖縄出身の日本国民及び同和関係者を含む全ての日本国民は法の下に平等であることが保障されているとともに、日本国民としての権利が全て等しく保障されていることから、市民的・経済的、社会的及び文化的権利における法制度上の差別は一切存在しない。</p> <p>2. その上で、日本政府として「先住民族」と認識している人々はアイヌの人々以外には存在せず、アイヌの人々に関しては、2019年4月19日、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立し、同年5月24日に施行された。政府は、同法に基づき、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を総合的に推進している。</p> <p>3. 沖縄県出身者が「先住民族」とあるとの認識が日本国内に広く存在するとは言えない。例えば、2015年12月には、沖縄県豊見城市議会で、「沖縄県民の殆どが自分自身が先住民族であるとの自己認識を持っておらず」、沖縄の方々を「先住民族」とした国連の各種委員会の勧告を甚だしく遺憾であるとして、その撤回を求める意見書が可決されており、2016年6月には、同県石垣市議会で、「(沖縄の人々は)先住民族との指摘は当たらない」として、勧告の撤回を求める意見書が可決されている。更に2019年にも同様に、同県宜野湾市議会、本部町議会において、国連の各種委員会による勧告の撤回を求める意見書が可決されている。</p>

	<p>4. いずれにせよ、沖縄に居住する日本国民も沖縄県出身の日本国民も等しく日本国民であり、日本国民としての権利を全てひとしく保障されている。</p> <p>5. 次に、日本政府としては、同和関係者であるとして差別を受けている者は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民であると考えている。その上で、2016年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、同和問題に関する差別の解消を推進すべく、相談体制の充実、教育及び啓発を行っている。</p>
<p>161.206. 移住労働者の権利を保護し促進するための努力を続けること。(ネパール)</p>	<p>移住労働者に係る我が国の取組は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が講ずべき必要な措置を定めた「外国人雇用管理指針」について、事業主に対して積極的に周知を行っている。</li> <li>-我が国において報酬を受ける活動を行おうとする外国人から就労資格に係る在留諸申請がなされた場合には、一般的に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを要件のひとつとするなど、適切な審査を実施している。</li> <li>-技能実習制度においては、技能実習法で規定する技能実習生に対する禁止行為について、入国後講習の際に説明しているほか、外国人技能実習機構による母国語相談や実習先変更支援等の支援制度を活用することが可能である。加えて、「技能実習制度運用要領」を公表することにより、監理団体・実習実施者が講ずべき必要な措置を周知し、技能実習生の保護を図っている。</li> <li>-特定技能制度について特定技能外国人の労働条件に関する基準を定めており、特定技能外国人に対する支援として、事前ガイダンスで労働条件等について説明することを求めている。加えて、制度の利用者に対して、法令上の解釈や運用上の留意事項をまとめた「特定技能外国人受入れに関する運用要領」を公表しており、積極的な周知に努めている。</li> </ul>
<p>161.207. 虐待及び搾取の事案をなくすために、移住労働者の法的保護を強化すること。(ウガンダ)</p>	<p>移住労働者に係る我が国の取組は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-労働基準法の中で労働者の国籍等を理由に労働条件について差別的取扱いをしてはならないと定めている。</li> </ul>

	<p>—外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が講ずべき措置を定めた「外国人雇用管理指針」において、労働者の国籍等を理由に労働条件について差別的取り扱いをしてはならないこととしており、事業主に対して本指針の周知を積極的に行っている。</p> <p>—我が国において報酬を受ける活動を行おうとする外国人から就労資格に係る在留諸申請がなされた場合には、一般的に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを要件のひとつとするなど、適切な審査を実施している。</p> <p>—技能実習制度においては、技能実習法で規定する技能実習生に対する禁止行為について、入国後講習の際に説明しているほか、外国人技能実習機構による母国語相談や実習先変更支援等の支援制度を活用することが可能である。加えて、「技能実習制度運用要領」を公表することにより、監理団体・実習実施者が講ずべき必要な措置を周知し、技能実習生の保護を図っている。</p> <p>—特定技能制度においては、特定技能基準省令で特定技能外国人の労働条件に関する基準を定めているほか、「特定技能」に係る上陸基準省令の規定により、特定技能外国人のみならず、その配偶者や直系若しくは同居の親族その他特定技能外国人と社会生活において密接な関係を有する者が保証金及び違約金契約を締結することを禁じており、これらの内容については、特定技能外国人に対する支援として、事前ガイダンスで説明することを求めている。加えて、制度の利用者に対して、法令上の解釈や運用上の留意事項をまとめた「特定技能外国人受入れに関する運用要領」を公表しており、積極的な周知に努めている。</p>
<p>161.208. 技能実習制度に参加する移住労働者が日本政府の国際的な義務にふさわしい保護及び支援を十分に受けられるよう、技能実習制度の監視を強化し続けること。（英国）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 技能実習法により監理団体については主務大臣が許可基準に基づき許可、個々の実習計画については技能実習機構（OTIT）が計画の内容や受入体制の適正性等を審査し認定を行っている。</li> <li>2. また、OTITにおいて、監理団体、技能実習実施者に対して定期的に実地検査を行い、技能実習法上の問題を認めた場合は、行政処分も含め厳正に対処している。</li> </ol>

	<p>3. これらに加え、OTITにおいては、技能実習生に対する母国語相談、実習先変更支援等の支援制度を活用することにより、技能実習生の保護を強化し、技能実習制度の適正化を図っている。</p>
<p>161.209. 虐待が疑われる移住労働者の雇用主が適切に起訴されることを確保すること。（バングラデシュ）</p>	<p>1. 捜査当局では、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づいて、適切に対処している。</p> <p>2. 警察当局では、組織的背景の解明を念頭に、各種法令を多角的に適用して、人身取引事犯に係る雇用主や仲介事業者の検挙に努めており、労働搾取による人身取引事犯については、警察と労働基準監督署、出入国在留管理局等が連携し、労働関係法令等を適用して取締りを徹底している。</p>
<p>161.210. 移住労働者及びその家族の状況を改善する努力を続けること。（コートジボワール）</p>	<p>我が国では、外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が講ずべき必要な措置を定めた「外国人雇用管理指針」について、事業主に対して積極的に周知を行っている。</p>
<p>161.211. 移住労働者を含む脆弱な集団の人権保護に関して意識向上をさらに図ること。（エチオピア）</p>	<p>1. 上記 161.68（「啓発活動」）への回答参照。</p> <p>2. 法務省の人権擁護機関では、「人権週間」を始めとするあらゆる機会を通じて、人権に関する講演会・映画会の開催、テレビ・新聞等のマスメディアを利用した啓発、ポスター・パンフレット等の作成及び配布、各種団体と連携した人権啓発活動を行い、広く国民の間に人権尊重思想の普及高揚に努めている。</p>
<p>161.212. 外国人労働者、特に女性の外国人労働者の労働環境を改善し、日本社会への統合を高める措置を継続すること。（ベトナム）</p>	<p>男女雇用機会均等法において、女性労働者に対する妊娠・出産等を理由とした解雇その他不利益な取扱いの禁止を定めている。また、外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が講ずべき必要な措置を定めた「外国人雇用管理指針」において、女性労働者に対して、妊娠・出産等を理由とした解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととしており、本指針の周知を積極的に行っている。</p>
<p>161.213. 国際法に則った公平で効果的かつ透明性の高い難民認定プロセスの実施を確保すること。（ケニア）</p>	<p>1. 日本の難民認定制度においては、（国内法で定められた手続にのっとり、）申請内容を個別に審査の上、難民の地位に関する条約の定義に基づき、難民と認定すべき者を認定している。また、条約上の難民とは認定できない場合であっても、本国情勢など</p>



	<p>を踏まえ人道上の配慮が必要と認められる場合には、我が国への在留を認めている。</p> <p>2. 近年、日本での就労や定住を目的としていると思われる濫用・誤用的な申請の急増により、案件全体の審査期間が長期化し、難民を迅速に保護する上で支障が生じていた。一方で、難民であるかどうかの認定判断の明確化なども課題とされていた。</p> <p>3. そこで、2015年9月以降、①保護対象、認定判断及び手続の明確化、②難民認定行政に係る体制・基盤の強化、③難民認定制度の濫用・誤用的な申請に対する適切な対応の3つの点において、難民認定制度の運用の見直しに順次取り組んでいる。</p> <p>① について、具体的な事例における認定・不認定の判断のポイント等を公表している。</p> <p>② について、UNHCRと連携した職員研修等を実施するなどして、難民調査官等の育成・能力向上に取り組んでいる。また、2017年5月に出身国情報の収集・分析に従事する職員（COI担当官）を配置して、UNHCRの協力の下、出身国情報等の収集や共有を強化している。</p> <p>③ について、難民の迅速かつ確実な保護のため、濫用・誤用的な申請については、申請人が十分主張を行う機会を確保しつつ、迅速処理を行うとともに、濫用・誤用的な申請を繰り返す再申請者への就労制限や在留制限を開始した。なお、濫用・誤用的な申請とそれ以外の申請の振分けに関しては、案件処理の適正性を確保する観点から、外部の専門家で構成される有識者会議による検証を実施した。</p> <p>4. これらの取組の結果、2018年において、濫用・誤用的な申請が大幅に減少した一方で、難民認定者数は前年と比べ倍増した。</p>
<p>161.214. 福島の高放射線地域からの自主避難者に対して、住宅、金銭その他の生活援助や被災者、特に事故当時子供だった人への定期的な健康モニタリングなどの支援提供を継続すること。（オーストリア）</p>	<p>1. 「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」などに基づき、必要な支援を行っている。</p>

	<p>2. まず、福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出する等、福島県に対し財政的・技術的な支援を行っている。福島県では、この基金を活用して、全県民を対象に県民健康調査(the Fukushima Health Management Survey)を実施し、外部被ばく実効線量や健康状態を把握するための健康診査等を行っている。特に、事故時に概ね18歳以下であった全ての方を対象に、甲状腺超音波検査を実施している。我が国としては、引き続き住民の健康管理を適切に行ってまいりたい。</p> <p>3. また、被災児童生徒に対するいじめ防止のための対策としては、2017年3月に、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組むことを明記するとともに、同年4月に、被災児童生徒へのいじめの防止について、全国の児童生徒、保護者・地域住民、教育委員会等の職員・学校の教職員に向けて、文部科学大臣からメッセージを発表し、学校現場に対して対応の強化を求めている。引き続き、各学校現場等において適切な対応がなされるよう指導・助言を行う。</p> <p>4. 児童生徒の心のケアについては継続的に取り組むことが重要であると考えており、スクールカウンセラーの配置の充実を図っている。</p>
<p>161.215. 男性及び女性の両方に対して再定住に関する意思決定プロセスへの十分かつ平等な参加を確保するために、福島第一原発事故の全ての被災者に国内避難民に関する指導原則を適用すること。(ポルトガル)</p>	<p>我が国は、国内避難民に関する指導原則の仮訳を完成させ、外務省HPに掲載し、復興庁HPにおいてもこのリンクを掲載している他、各都道府県東日本大震災による避難者支援担当部署に対して、避難者の支援に当たっての参考として周知するとともに、各都道府県のそれぞれの管内市区町村へも周知するよう依頼した。</p>
<p>161.216. 特に許容放射線量を年間1ミリシーベルト以下に戻し、避難者及び住民への支援を継続することによって、福島地域に住んでいる人々、特に妊婦及び児童の最高水準の心身の健康に対する権利を尊重すること。(ドイツ)</p>	<p>我が国は、福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出する等、福島県に対し財政的・技術的な支援を行っている。福島県では、この基金を活用して、全県民を対象に県民健康調査(the Fukushima Health Management Survey)を実施し、事故当時に県内に住んでいた方を対象とした外部被ばく実効線量の把握、事故当時に避難地域に住んでいた</p>

	<p>方等を対象とした健康診査（the Comprehensive Health Checkup）やこころの健康度・生活習慣に関する調査(the Mental Health and Lifestyle Survey)等を行っている。特に妊産婦については、妊産婦に関する調査(the Pregnancy and Birth Survey)を行うとともに、事故当時に概ね 18 歳以下であった方を対象とした甲状腺超音波検査を実施している。</p>
<p>161.217. 福島原発事故の被災者及び何世代もの核兵器被害者に対して、医療サービスへのアクセスを保証すること。（メキシコ）</p>	<p>我が国においては、国民皆保険制度により、何人も医療サービスへのアクセスが保障されている。また、広島及び長崎における原子爆弾の被爆者に対しては、原子爆弾被爆者援護法に基づく追加の支援を実施している。</p>